

公共工事の前払金取扱要領

(総則)

第1条 広陵町が発注する公共工事の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定に基づく前払金の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(前金払の対象工事)

第2条 前金払の対象となる工事は、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事（土木建築に関する工事の設計及び調査を含む。）であること。
- (2) 契約金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が300万円以上であること。

(前金払の割合)

第3条 前金払の金額は、契約金額の10分の4以内で町長が定めるとする。

2 前項の規定による前金払の金額に1万円未満の端数が生じるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(前金払の請求等)

第4条 前金払を受けようとする者は、契約締結後1月以内に工事請負等前払金請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に請求しなければならない。ただし、特別の事由により請求が遅延した場合にあっては、理由書を添付しなければならない。

- (1) 法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の発行する保証証書（原本）及びその写し
- (2) その他必要と認められる書類

2 町長は、前項の請求があった場合においては、請求書を受理した日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。

- 3 前払金は、第1項第1号の保証証書に記載された前金払預託金融機関に振り込むものとする。
- 4 年度末における前金払については、必要状況等を勘案し、認められるものについては、3月中においても行うことができる。
- 5 債務負担行為及び繰越工事費等で継続事業となるものについては、年度精算により、次年度工事費が確定した後、速やかに請求されたものについて支払うものとする。

(支払対象額の範囲)

第5条 支払い対象額は、次の範囲内において行うものとする。

(1) 単年度事業にあつては、当初契約額の範囲内において行なうものとする。ただし、工期途中において工事内容の変更、その他の理由により契約金額を増額した場合にあつては、追加で前金払をすることができない。

(2) 継続事業にあつては、次の範囲内において行なうものとする。

ア 当初年度の前金払は、その年度の指定額又は当初契約金額の範囲内で支払うことができる。次年度については、全体の契約額より初年度前金払をした前払対象額を差し引いた額を次年度の前金払の対象とする。ただし、年度精算額が前払対象額を上回る場合は、全体の契約額より年度精算額を差し引いた額とする。

イ 単年度事業の予定で当初の契約金額に相当する前金払をした場合であつて、一部繰越又は一部指定事業となったものについては、翌年度において前金払をすることはできない。ただし、継続事業で設計変更により増額になったものについて、その契約相当額が300万円を超える場合にあつては、翌年度に前金払をすることができる。

ウ 複数年度にわたる債務工事又は当初単年度の予定であったものが、一部又は全部を繰り越した場合であつて、当初年度において前払金の請求（一部未請求を含む。）がなく、翌年度において年度精算完了後速やかに請求されたものについて

は支払うことができる。

エ 2年以上の債務工事について、最終年度の前払い対象額は全体契約額より、前金払のあった前払対象額の累計と各年度における年度精算額の累計を比し多い方を控除した額とする。

2 契約金額に相当する前金払をしたもののうち、全額又は一部繰越をした場合であって、年度末精算出来高が前払金支払額以下となるときは、前払金支払額をもって、年度精算出来高額とする。

3 出来高払における前払金控除額の出来高率は、各年度の指定額に見合う設計額をもって行なうものとする。

出来高率 = 当該年度の出来高設計額 / 当該年度の指定額に見合う設計額

4 前金払を行った工事に係る出来高払にあつては、支払済みの前払金について、第2項の規定により、戻入措置を取らずに年度末における精算可能額を算定し、支払うものとする。

5 出来高払における出来高金算出については、出来高払金算出計算書（様式第2号）によるものとする。

6 複数年にわたる工事にあつては、前払金の計算書（様式第3号）を作成しなければならない。

（前払金の使途制限）

第6条 前払金は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する経費以外の支払に充当してはならない。

（前払金の返還）

第7条 前払金の支払を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、前払金の全部又は一部を町に返還しなければならない。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 契約を解除したとき。

(3) 申請者の責に帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著し

く遅延したと認められたとき。

(4) 保証契約を解除したとき。

(5) その他町長が特に必要と認めたとき。

(遅延利息)

第8条 町長は、前条の規定に該当する場合において、返還すべき前払金を町長の指定する期日までに返還すべき額に契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を遅延利息として徴収することができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成16年12月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

この要領は、施行日以後に契約を締結する建設工事から適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年10月1日から施行する。